

# 横浜市立飯島小学校いじめ防止基本方針

(平成26年2月17日策定)

## いじめ防止に向けた学校の考え方

### (いじめの定義)

法第2条にあるように、「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ○いじめを防止するための基本的な方向性

- あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- 子どもが主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組みが実践できるように指導・支援する。
- いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守りぬくことを表明し、いじめの把握に努めるとともに学校長、校長代理のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて一人ひとりの状況の把握に努める。

### ○学校いじめ防止基本方針の目的

- 「いじめ防止基本方針推進法」及び「横浜市いじめ防止基本方針」を受け、いじめ問題への対策を学校、家庭、地域それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めることに等により、学校全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すことを目的とする。

## 組織の設置及び組織的な取り組み

### ○組織の構成

- 「いじめの防止対策委員会」を設置する。組織の構成員は全職員で構成する。

### (組織の役割)

- いじめの事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、組織的に取り組むこと。いじめの疑いがあるときは担任や一部の教職員で抱えることなく、必ずこの組織が中核となって判断や対応を行う。
- いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。
- 重大事案が起こった場合には、いじめの防止対策委員会が中核となり調査を行う。
- いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行うこと。

年間計画(26年度予定)

4月	三部会(児童指導・人権・情報)	出前相談	授業参観(2～6年・個別)	学校説明会	委員会活動	クラブ	なかよし集会	委員会活動(5月分)
5月	いじめ防止対策委員会	三部会	出前相談	クラブ	家庭訪問・個人面談	なかよし集会	校内スピーチコンテスト	
6月	三部会	出前相談	委員会活動	クラブ	授業参観	なかよし集会	なかよし給食区スピーチコンテスト	重点研授業研(小中交流)
7・8月	いじめ防止対策委員会	三部会	出前相談	委員会活動	クラブ	個人面談	地区懇談会	おこさあご運動週間
9月	三部会	出前相談	委員会活動	クラブ	なかよし集会	重点研授業研	学級懇談会	委員会(10月分)
10月	いじめ防止対策委員会	三部会	出前相談	クラブ	(豊田ふれあいフェスティバル)	児童生徒交流日	スポーツフェスティバル(オープンディ)	なかよし集会
11月	三部会	出前相談	委員会活動	クラブ	人権週間	小中交流会	重点研授業研	なかよし集会
12月	いじめ防止対策委員会	三部会	出前相談	委員会活動	クラブ	個人面談週間	飯島フェスティバル(オープンディ)	スタンプラリー・なかよし給食
1月	三部会	出前相談	委員会活動	クラブ	授業参観区A研(区一斉授業研)	(どんど焼き)	重点研授業研	小中合同授業研
2月	三部会	出前相談	委員会活動	クラブ	なかよし集会	登校班会議	中学生職業体験交流	中学生読み聞かせ交流
3月	いじめ防止対策委員会	三部会	出前相談	集会(なかよし)	お別れなかよし給食	6年生を送る会	卒業証書授与式	

○いじめ防止への取り組み

- ・全職員で全児童を指導・支援する体制の充実。
- ・「わかる」「できる」授業を通して自尊感情や自己有用感を高めることを目指し、授業研究等行う。
- ・児童会活動や特別活動、たてわり活動等を通してよりよい集団作りを目指す。
- ・児童運営委員会等による人権啓発活動等、子どもたちの主体的な取組への支援を行う。

○いじめの早期発見

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり(毎月の職員会議やブロック研究会等にて、児童理解に関する情報共有の実施)
- ・全市一斉のアンケート(いじめ解決一斉キャンペーン)の実施(12月頃)
- ・定期的な教育相談の実施(学校カウンセラーによる)
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進(7月頃、栄警察所等による)

○いじめに対する措置

- ・組織的な対応の徹底(いじめ防止対策委員会)日頃のケース会議等
- ・被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援
- ・警察署等関係機関、専門機関との連携

○研修

- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実(教職員向け手引きの活用等)
- ・計画的な研修の実施

○学校運営協議会の活用

- ・「飯島小学校まちともに歩む学校づくり懇談会」の活用(学校・保護者代表、地域代表参加)